

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）１４条１項の規定に基づく各支援給付変更処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件各審査請求については、いずれも棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和５年６月２２日及び同年７月２日付けの各通知書で行った法１４条１項の規定に基づく各支援給付変更処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由より本件各処分の取消しを求めている。

２０２２年８月２７日、中国の方で緊急に対応しなければならないことが起き、請求人と夫はともに中国に向かった。当時、中国では新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている時期で、中国の〇〇空港に到着後すぐに１０日間の集中隔離に従った。その後、何度かの隔離を経て、やっと〇〇省〇〇市に着いたが、〇〇市では隔離と都市封鎖を二度経験した。１０月上旬、〇〇では再び感染拡大が起これ、外出にも厳しく規制が加えられるようになり、請求人と夫は日本に帰ることが出来ず、日本に帰る航空機のチケットをキャンセルせざるを得なかった。当時はコロナ感染症の影響で日本への便が減らされており、予約できたのは１１月２７日だった。帰国予定日の一週間前、請求人はホテルに閉じ込められており、その証明書類を提出したいが、中国政府はいまだに協力してくれない。

また、中国訪問における滞在時間が２か月を超過した一番の原因

は、精神疾患に遭い、〇〇しようとする孫の看護のためであった。
しかし、請求人はそのことを処分庁の関係役人に伝える勇気を持っていなかった。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 1 月 1 4 日	諮問
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第96回第2部会）
令和 7 年 2 月 2 5 日	審議（第97回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法1条は、法の目的の一つとして「永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うこと」を掲げている。

法14条1項は、支援給付は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額がその者について生活保護法8条1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとするとし、法14条4項は「この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による」とする。

支援給付は、これを受ける者が「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（生活保護法4条1項）ものであるところ、一般論として、海外渡航を行うことについては、社会通念上、最低限度の生活の水準を超える活動であるものと観念されることから、支援給付を受けている者が海外渡航をした場合は、渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のた

めに活用すべき金銭を保有していたものと評価することができるため、当該渡航費用のための金銭は、原則としては、収入認定の対象となるものである。

- (2) 「支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱いについて」（平成22年6月1日付社援企発0601第1号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知。以下「海外渡航実施要領」という。別紙参照。）は、支援給付を受けている者が、親族訪問、墓参、日中・日露の友好の架け橋となる国際交流への参加を目的とした海外渡航については支援給付を停廃止せず、また、当該渡航費用は、収入として認定しない取扱いとし、この渡航期間は、原則2か月程度とするが、渡航期間中にやむを得ない事情が発生した場合には、これを超えることも認めることとして差し支えないものとしている。

- (3) 「中国残留邦人等に対する支援策に係る問答集について」平成21年7月7日付社援対発0707第8号厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長通知（以下「問答集」という。）16・Q4・Aは、「海外渡航期間については、原則2か月程度とするが、やむを得ない事情が無いにもかかわらず2か月を超えた場合には、2か月経過後に発生する渡航費用（交通費及び宿泊費）に充てられた額を翌年の6月に収入認定を行うことになる。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案して、2か月を超えた渡航期間の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとされたい。」としている。

なお、問答集16・Q11・Aによれば、海外渡航実施要領にいう「やむを得ない事情」とは、「渡航期間中に渡航者が入院を余儀なくされた場合や現地での交通事情により帰国できなくなった場合等が考えられる。」とされている。

- (4) 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」（平成20年3月31日付社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「支援給付実施要領」という。）においては、収入認定の指針として、「仕送り等の収入」について、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、その実際の受領額から必要経費を控除した額を基に月額

を算定し、その額に0.7を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は切捨）を認定すること（第7・3・(2)・ウ・(ア)）、また、収入の月額を認定に当たり、被支援世帯については、毎年6月に前年1年分の収入総額を12で除した額を基に月額を算定すること（同・(エ)・b）とされている。

- (5) 海外渡航実施要領及び支援給付実施要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、問答集は、制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするもので、実務の適切な遂行に資するものと認められる。

2 本件各処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、請求人は、親族訪問のため、令和4年8月27日から中国へ渡航し、同年10月23日を帰国予定としていたが、新型コロナウイルスによるロックダウンで移動制限があったとして、2か月の渡航期間を超過しても帰国せず、最終的に同年11月27日に帰国したことが認められる。

渡航期間を超えることを認める「やむを得ない事情」については、上記1・(3)のとおりであるところ、処分庁は、渡航当時の中国の状況を踏まえれば、請求人は渡航期間中に移動を規制されることが容易に想像される中で渡航しており、2か月の渡航期間を超過することを避けようとすれば避けられたものと考えられることから、やむを得ない事情があったとは認められないと判断した。

このような処分庁の判断に不合理な点は認められず、2か月経過後に発生する渡航費用に充てられた額について、処分庁が収入認定を行ったことは、上記1の法令等の定めに則ったものと認められる。

- (2) また、処分庁が収入認定を行った方法を検証すると、帰路の航空券代及び荷物超過料金の合計は、請求人と夫の2人で、6,270中国人民元（RMB）であるが、当時の為替レートが1中国人民元に対し19.49円であったことから、円に換算すると、122,202円（6,270中国人民元×19.49円／人民元）となる。

この122,202円について、基準生活費及び加算に相当する額を超えない範囲で、収入認定を行うべきこととなるが、請求人世帯についての基準生活費及び加算の合計額は、119,50

6. 99円と認められるから、この金額を収入認定の上限とし、これを12か月均等に分け、さらに0.7倍とした額6,971.24円（小数点以下切捨て）を収入認定することとし、これにより、収入のあった年の翌年である令和5年6月から支援給付を変更することを決定して本件各処分を行ったものと認められる。

そうすると、処分庁が収入認定を行った方法も上記1の法令等の定めにもつたものと認められる。

(3) 以上によれば、本件各処分に違法又は不当な点を認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、帰国が遅れたのは中国における新型コロナウイルス感染症の影響である旨主張する。

しかし、請求人について「やむを得ない事情」があったとは認められないことは、上記2で述べたとおりである。また、処分庁から提出された資料によれば、請求人が帰国予定日に利用を予定していた航空機は利用可能であったことが認められ、帰国予定日の一週間前にホテルに閉じ込められていたとの請求人の主張を具体的に裏付ける資料もないことからすれば、処分庁がやむを得ない事情があったとは認められないと判断したことが不合理とはいえず、本件各処分を取り消す理由とはならない。

また、請求人は、中国訪問における滞在時間が2か月を超過した一番の原因は、孫の看護のためであった旨を述べるが、それが原因で帰国の延期を余儀なくされたということを裏付ける資料もないことから、この主張も、本件各処分を取り消す理由とはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件各処分には、その他、違算の有無等も含め、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙（略）